裸の裁判官は陳述書をまとう（7）-
輪島で今何が起こっているのか？（16）-

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2025-09-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 大友 信秀
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/0002003245

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.

裸の裁判官は陳述書をまとう(7)
―― 輪島で今何が起こっているのか？(16) ――

Are Statements the Judge's new cloths? or even their traditional costume! (7)
– Wajima, a Pandemonium District (16) –

大　友　信　秀

7．控訴理由

前稿[1]では、「実際に、裁判官が自らのストーリーを判決化するために、どのように訴訟中に証拠提出を制限し、証拠がない場合に、どのように論理をすり替えるかという点について好例を紹介する。」として、「被告らの主張のみを信用できるとしたり、録音内容が明確であるにもかかわらず、その内容を排除する手法を駆使する裁判所の対応」を示す判決文を紹介した。

同判決を受け、控訴[2]をし、控訴理由[3]において同判決の「すり替え」について、それらが違法であることを、以下の通り指摘した。

「　上記当事者間の事件につき、控訴人の控訴理由は、以下の通りである。

第１　審理不尽について

一　併合された請求についての審理不尽

１　併合の経緯

原審は、令和３年(ワ)第41号、令和４年(ワ)第435号、令和５年(ワ)第３号、同第４号を併合したものである。

1　大友信秀「裸の裁判官は陳述書をまとう(6)」金沢法学67巻２号67頁（2005)。

2　名古屋高等裁判所金沢支部令和６年(ネ)第166号損害賠償請求事件。

3　同上、令和６年11月11日付け控訴理由書。

各訴えは、控訴人に対する名誉棄損を理由とする不法行為に基づく損害賠償を求めたものであり、被告は４名である。

訴えが別々になったのは、被告のうち、名誉棄損に該当する行為を直接認めていた者が、当初、冨水長毅に限られており、その後、冨水長毅を被告とする訴訟の中で、橋本三奈子が関与していたことが判明する等、被告らの各行為の存否について、確認できた時期が異なっていたためである。最終的に、令和５年(ワ)第３号、同４号の訴えを同時に提起することとなったのは、不法行為に基づく請求権の時効期間が迫っていたことによる。

各事件の被告に関しては、被告それぞれの反論がどのようになるか予想ができず、反論が同じように行われることは想像できるはずもなかった。

それにも関わらず、全被告の代理人が一人の弁護士により担われることになり、各被告固有の反論がなされないまま、請求の併合が要求され、担当裁判官により、これが認められた。

その後、各被告への本人尋問の申立てに対しては、冨水長毅及び橋本三奈子に対するもののみを認め、これ以外の各被告に対するものは必要ないとされたが、その理由は明らかにされていない。

控訴人の名誉を棄損する文書には、各被告の氏名が記載されているが、各被告が本当に作成に関わったのか、また、関わったとして、関与の度合いはどの程度だったかという点について、原審裁判官は、これにまったく関心を持たず、各被告らの行為が控訴人の名誉を棄損する文書という客体では異ならないという共通点のみを理由に、審理を併合した。

２　併合による障害

(1) 各当事者の役割の違いが明らかにならない

原審担当裁判官（裁判官と称する土屋毅）は、４名の被告に対する独立した訴えをすべて併合することを決定したが、これにより、４件の訴えのうち最初のものである被控訴人関山に対するもの以外に、被控訴人冨水、被控訴

人橋本、被控訴人浜木への個別の主張及び立証活動を実質的に排除した。

これにより、訴訟中で、自身の本件文書作成及び配布への関与について具体的に主張していない関山及び浜木の関与態様は明らかにならなかった。

文書の作成過程については、被控訴人冨水は、「臨時総会の後、招集請求者４名連名で、総会の内容とその後の状況の報告を書きました。その中で、自分やみなさんの話を総合して、「大友教授は、壇上で及び一般組合員に近寄って耳元で『あとから名前を聞いて、名誉棄損で訴えますよ』『損害賠償で訴える』と“訴える”を連呼しました」と記載することにしました。そして、「法律の専門家と名乗る教授からの言葉の暴力に、恐怖を感じ、発言を控えてしまった組合員が多くいます。このような人物を顧問ならびに司会に任命した小林前組合長や中浦理事、それらを承諾した各理事の責任を問いただしたいと考えます」と続けて書きました。」と陳述し、被控訴人橋本は、「この文書を作成する際には、嘘や誇張を書くと理事会から非難を受けるため、冨水さんと話し合いをしながら、慎重に言葉を選び、推敲を重ねて書きました。」と陳述している。

以上より、本件文書の作成に関わったのは、被控訴人冨水及び被控訴人橋本であると陳述されていることから、被控訴人関山及び被控訴人浜木の関与の詳細はまったくわからないままである。

これにもかかわらず、原審担当裁判官は、これらすべての者への独立した訴えを乱暴にも併合し、その後、被控訴人関山及び被控訴人浜木の本件文書関与に関して、以下の通り、職権により審理を拒否した。

(2) 当事者全てに対する詳細な審理がなされない

上記の通り、原審担当裁判官は、複数の被告に対する訴えを併合して、一つにした上、被告のうち２名に対する当事者尋問の申立てを却下し、上記の通り、本件文書作成への関与が不明な者への尋問を不可能にした。

すでに陳述書で関与について述べている被告への尋問は必要であるが、ま

ったく述べていない、したがって、尋問による真実発見の要請が大きい者らへの尋問は不要とする極めて雑な審理を肯定した。

(3) 複雑な事案を不用意に単純化させる危険がある

上記の通り、原審担当裁判官は、複数の被告が関与した名誉棄損文書作成に関し、明確に、４名のうち２名については、真実解明を放棄した。

被控訴人橋本は、本件文書について、「慎重に言葉を選び、推敲を重ねて書きました。」と陳述している。

しかしながら、実際には、本件文書に作成者として名前を記載した４名のうち２名がその作成に関与していなかったとすれば、本件文書における、原審とは異なる複雑な４名の関わりが明らかになるにもかかわらず、２名の行為が残り２名の行為でもあるという事案の雑な単純化が行われた。

(4) 違法に審理放棄された判決

原審担当裁判官が審理放棄したために、控訴人による被控訴人関山及び被控訴人浜木に対する訴えは実質的に審理されないこととなった。

このため、原判決中、同２名に対する部分は、裁判を受ける権利を奪われた状態でのものであり、違法であり、違憲である。

二　証拠についての審理不尽及び証拠の捏造

１　控訴人の証拠についての審理不尽

控訴人は、本件文書の記載対象である控訴人が司会を務めた臨時総会での発言をすべて記録した録音（甲４）を証拠として提出し、参加組合員に対して控訴人が発言した内容をすべて書き起こし、反訳（甲５）として提出している。

原審では、これら録音及び反訳の正確性等に関する具体的な反論は、被控訴人らからなされず、また、原審担当裁判官から釈明をうながす発言等が行

われることもなかった。

それにもかかわらず、録音に明確に記録されている内容を否定する事実認定がなされており、原審には、審理不尽の違法がある。

２　被控訴人らの証拠についての審理不尽

被控訴人らは、証拠として、携帯でのやりとりとするものを印刷した紙（乙５の２）を提出しているが、これらは、受信人が特定されていないもの（乙５の２）や、なぜか、不自然に時間のあいたやりとりが二つ切り貼りしてあるもの（乙５の２）、異なるグループないしアプリケーションのものが二つ切り貼りしてあるもの（乙５の２）である。

これらについて、原審では、控訴人がこれらの証拠能力に問題があると主張したにもかかわらず、発信人の特定をせず、印刷物と元データがどのような関係にあるかも特定しないまま、被控訴人らの主張を基礎づける証拠として採用した。

このように、原審には、明らかに審理不尽の違法がある。

３　裁判所による証拠の捏造

原審担当裁判官は、後述の通り、客観的記録である臨時総会の録音（甲４）から、本件とは関係ない控訴人が、臨時総会参加一般組合員とではなく、組合長ら理事さと会話していた部分をあえて、本件に関係する控訴人の発言部分であるとした。

この部分は、本件文書が控訴人が臨時総会参加者に向けて発したとする本件文書の内容にはまったく関係しないため、被控訴人らでさえ、主張及び立証において触れていないものである。このようなものを証拠として被控訴人ら主張の事実の基礎とすることは、単に弁論主義に反するのみならず、証拠でないものを証拠として捏造する行為であり、違法である。

また、原審担当裁判官は、上記部分を抜き出す際、前後を切り取り、控訴

人の発言を録音内容とはまったく逆の意味に解釈できるように加工した。

このような行為は、証拠の捏造以外の何物でもなく、単に民事訴訟法に違反するのみならず、憲法に反し、国家公務員としての義務を著しく外れた、公平な裁判をなす責務を負った裁判官の行為として許されざるべき行為である。

第２　原審の判断の誤り及び、悪意のある証拠の捏造について

一　客観的証拠に基づかず、主張立証責任に反し弁論主義に反する事実認定（原判決第３について）

１　「１（２）について」

原判決は、「原告は、「部外者という発言をした方に対しては、私は損害賠償しますよ。…それだけは私から、後で付け加えさせていただきます。」と述べたと認定している。

原判決が控訴人の発言とする、この部分では、原判決が切り取ったものとは異なり、全体として、「それから部外者と言うことに関して言うと、もう何年も顧問をしてきて、総会でも承認されているので、部外者という発言をした方に対しては、私は損害賠償します。**だって、それは（部外者ではないということは）認めてくださっていることだから。**それだけは私から後で付け加えさせていただきます。」と組合長を含めた理事らに相談していることが記録されている。総会時組合長は壇上におり、控訴人は、壇の下の組合長から離れた場所で司会を務めていたため、同部分の会話が、控訴人が司会として総会参加者に向けて発言されていないことは明白である。原判決は、「第３，４（２）イ」において、「壇上」という部分を重要部分ではないと認定しているが、このように、壇上部分であるかは、本件において極めて重要な内容であり、本件担当裁判官が、事実認定において、控訴人の位置、発言内容、発言態様を解明しようとせず、被控訴人らの主張ないしそこに示されたストーリーのみを重視した姿勢が表れており、当然、このような認定は、弁論主

義に反し、また、公平であるべき裁判官の職責を逸脱しており、民事訴訟法違法及び憲法違反である。

原判決は、「それから部外者と言うことに関して言うと、もう何年も顧問をしてきて、総会でも承認されているので、」という部分と「だって、それは（部外者ではないということを）認めてくださっていることだから。」という部分を上記下線の通り切り抜き、あえて**太字部分**を切り捨てている。

同部分は、臨時総会において、参加者にはまったく聞こえない状態で、理事らと話した内容に関するものであり、被控訴人らが真実相当性に必要とする、臨時総会において、参加者に向けて、控訴人が発言した内容とはまったく関係ない部分である。

また、原判決は、上記、臨時総会の参加者に向けられたものではないことが明確な切り取り部分については、「　」でくくり、そのままの表現を利用しているにもかかわらず、実際に、臨時総会の参加者に用いられた控訴人の発言については、「　」でそのまま抜き出すことをせず、「**…と述べ、組合員らに向けて、改めて、慎重にご発言ください、原告に対して部外者と言った方の名前は後で控えさせていただく、原告の方でもきちんとした対応をするので、部外者と言うのならば言ってよいが、明確に名前を教えてほしいなどと述べた。**」とする。

同部分は、実際には、「これから少し説明いたします。慎重にご発言ください。わたくしに対して部外者と言った方のお名前はあとでひかえさせていただきます。**それから、私は部外者ではありません。これまで何年間もこの朝市組合の顧問を正式に依頼され、してきました。それについては、皆様方が総会ですでに承認されてます。ですから、私を部外者という方がいらっしゃるのであれば、申し訳ありませんが、今までそうやって承認してくださったことをここではじめてひるがえされるので、それであれば結構ですけれども、今日は臨時総会なので、それをひっくり返す場ではありません。**そのことをわかっていて、もし、部外者という方が、私に対していらっしゃるので

あれば、このことを理解されたうえでいらっしゃるのであれば、私のほうでもきちんとした対応をいたしますので、それはしっかりとご自覚なさったうえで、私を部外者とおっしゃるのであれば言ってください。そして、明確にお名前を教えてください。いいですね。**そのことだけはご確認させてください。私は顧問ですからね。**」と記録されている。

原判決は、下線部分のみを抜き出しているが、実際の控訴人の発言は、太字部分を含むものとなっており、同発言前に行われた理事との相談時の、「それは（部外者ではないということは）認めてくださっていることだから。それだけは私から後で付け加えさせていただきます。」との発言通り、太字部分で「それ」に当たる、「認めてくださっていること」を付け加えている。

このように、臨時総会における、参加組合員に対する発言で、控訴人が「訴える」ないしは、「法的行動」を示唆する発言は一切存しておらず、そのことは録音からも明白である。

しかしながら、原判決は、これらの発言を、元の発言の意味がまったくわからないよう、新しい内容を創出するように、切り取って、あたかも事実であるように認定している。

このような認定事実をそのまま読めば、「私は損害賠償しますよ。」と言った者が、そのまま組合員らに向けて、その内容を予定通り発したかのように解釈可能なものとすることができる。

原審担当裁判官は、控訴人だけでなく、被控訴人らですら、控訴人の臨時総会の発言とは言えないとして、取り上げなかった発言を控訴人に不利な内容として、録音から抜き出した上、その後に続く、控訴人の司会としての丁寧な発言については、独自の表現に置き換え、印象を大きく変えており、実質的に証拠捏造と評価可能な説示を行った。裁判官が証拠捏造などするはずがないとの前提に基づき、このような行為に対する刑事罰が用意されておらず、また、民事訴訟法でも裁判官による証拠捏造をそのまま理由とする違法形態に対する対応条文はないが、当事者の主張及び証拠に基づかない、原判

決の判断は、弁論主義という民主主義の根幹に反するものであり、公平であるべき裁判官の行為としては、極めて異常な違法行為であると言わなければならない。

ことさらに、「部外者と言う発言をした方に対しては、私は損害賠償します。」という部分だけを抜き取り、それが誰に対して言われたかについても、あえて記載しないことは、認定事実に触れる可能性のある一般人、あまねく国民が、通常、証拠である録音そのものを聞き直すことが極めて困難であることを前提とすれば、これらの者を欺罔するものと言え、主張と証拠にのみ基づいて、厳正、公平に判断されるべき、裁判の存在そのものを否定する行為であり、憲法が定める公平な裁判を受ける権利を侵害する極めて重大な行為であることを自覚すべきであり、裁判官及び裁判所への信頼を裏切る行為であることを強く自覚すべきである。

同部分で原判決担当裁判官が行った証拠の捏造（弁論主義違反）

客観的証拠である録音

A「それから部外者と言うことに関して言うと、もう何年も顧問をしてきて、総会でも承認されているので、」B「部外者という発言をした方に対しては、私は損害賠償します。」C「**だって、それは（部外者ではないということは）認めてくださっていることだから。**」D「それだけは私から後で付け加えさせていただきます。」

原判決認定部分

「原告は、「部外者という発言をした方に対しては、私は損害賠償しますよ。…それだけは私から、後で付け加えさせていただきます。」と述べた」

客観的証拠である録音の構造

A→B→C→D

Dの「それ」という指示語は直前を受けるため、Dの内容は、

「控訴人が顧問であることが総会でも承認されていること」、そして、そのことを参加組合員に対して、付け加えさせていただく。」ということ。

原判決が切り貼りした部分の構造

（A部分は排除）B→（C部分は「…」で省略）→D

Dの「それ」は、直前を指すので、Bにある「損害賠償します。」という部分。

客観的録音で、Dの部分が意味していた内容を、証拠に記録されていた言葉の構造を恣意的に切り貼り等して加工することで、まったく異なる内容にし、あたかも控訴人が総会参加者に対して、「損害賠償します。」という内容を発言することを予告したかのような捏造を行った。

２ 「１(３)について」

原判決、第３、１(３)は、臨時総会における組合員と控訴人の発言を抜き出しているが、同部分で長時間にわたり発言して時間を費やしている被告冨水長毅の発言についてはまったく触れておらず、また、組合員らが不規則発言を多数しているという事実についても全く触れていない。それでいながら、このような抜き出した認定事実とするものに続けて、「最終的には、開会から２時間後、臨時総会招集請求者による議案及び招集理由の説明に移り、開会から２時間40分余り後、原告から開会が告げられ、…」と事実を認定しており、長時間にわたったことの多くが、参加組合員によるものであったとの事実を歪曲させることに寄与している。

このような事実認定は、本件で問題となっている臨時総会での控訴人の発言の存否、被控訴人らの行為の真実性（現場に被告らは出席していたのであるから、他人から事実を知らされた場合に問題となる真実相当性は、本件では問題とならない。)、公益性を判断する上で、極めて核心的部分に影響を与えるものである。

そして、臨時総会時の発言については、控訴人が５時間にわたる臨時総会全体を記録した録音及び、**極めて正確な反訳**を提出しており、被控訴人らからも、その内容が間違いであるとの具体的反論を受けていない、あえて、これを無視した認定事実を示すことには、事実を捻じ曲げるためという目的以外を見出すことはできない。

３ 「１(４)について」

原判決、第３，１(４)には、「一部の組合員からは、原告に帰るよう求める意見が出るなどした。原告は、「だから早く終わりましょうよ。あなたたちが延ばしているじゃないですか」」と述べたとする。

しかしながら、臨時総会を記録した録音には、明確に、原告が「だから早く終わりましょうよ。あなたたちが延ばしているじゃないですか」と述べる

前に、総会参加者から、「「じゃあ、議長を代えればいいじゃないですか。」「先生、お願いしますよ。」」と言われて、それへの返答であったことが記録されている。

したがって、この部分は、控訴人の発言は、「一部の組合員からは、原告に帰るよう求める意見が出るなどした。」という内容とは**直接関係しない**。それにもかかわらず、５時間以上にわたる客観的記録である録音に記録されている部分とつなげることで、あたかも、控訴人の発言が、原判決が言う内容の直後に行われたかのような外観を創出している。

判決は、あまねく国民が閲覧可能なものであり、したがって、判決文は、一般人が誤解なく理解できるものでなければならない。原判決は、判決文以外の訴訟資料を丁寧に読み込むことを期待できない国民が、これに触れた場合、客観的記録とはまったく異なる内容を事実であると誤解する内容となっており、証拠の解釈に関する経験則違背を超え、証拠の捏造と呼べる水準に達しており、当然、民事訴訟が順守すべき根本的規範として定める弁論主義にも反するものである。

さらに、原判決は、「私はしょうがない…理事会に言われているので、帰れないんです」〔②0:25:39〜〕などと述べ、その直後、組合員である中村幸子（以下、「中村」という。）が上着を手に取り、原告に向かって呼びかけたところ、原告は、「あなた方が損害賠償請求食らうだけですよ。私…」と言いながら、手で、原告と、中村の方とを順に指し示した【4:59:15〜】〔②0:25:49〜〕」とする。

ここでは、被控訴人らが提出した録画と控訴人が提出した録音の両者を事実認定のために利用しているが、**重要な点にあえて触れていない**。

まず、録画には、中村だけでなく、原告も記録されているとしながら、原告に帰るそぶりがあったという認定内容にはなっていない。

実際、**録画には、控訴人が帰るそぶりをしたとする内容は記録されていないことが明白である**。**帰るそぶりのないものを「お見送りする」者などいな**

いところ、控訴人について、そのようなそぶりをしたことを全く録画から証明できていないにもかかわらず、原判決は以下の通り、中村が控訴人をお見送りしたと認定する。すなわち、中村幸子が①「原告に向かって呼びかけた」こと、②原告が「あなた方が損害賠償請求食らうだけですよ。私…」と言ったこと、③原告が、「手で、原告と、中村の方とを順に指し示した」ことである。

このうち、①については、中村が発した言葉は、「**和解にしますか**」であることが客観的記録である録音に記録されている。このことは、原判決も否定していないため、認定事実は、「**録音には、なぜか不自然であるが「和解にしますか」との音声が記録されている。**」ということである。「和解にしますか」と中村が言ったのでは不都合な事実を認定するために、録音自体を否定せずにたくみに印象操作を行っているだけである。

同部分について、原判決は、事実認定の説示部分では、あえて、「(中村が)原告に向かって呼びかけたところ」という表現を使用し、事実をあいまいにしている。

中村が発した言葉が、「和解にしますか」であるとすれば、当然、「お見送りする」という行為があったはずもなく、そのような原判決の欲する結論を否定する真実をあえて隠滅したものと言わざるを得ない。また、録音には、中村の「和解にしますか。」の発言の後、控訴人が「あなた方が損害賠償請求食らうだけですよ。」と返答し、中村が「はーあ、そうですか。」と再返答していることが記録されている。

同部分を、原判決は、控訴人が「あなた方が損害賠償食らうだけですよ。私…」と言った、と事実認定している。しかしながら、「はーあ、そうですか。」は、明らかに控訴人とは異なる者の音声であり、女性であり、その直前の中村の音声と同質の声である。また、「はーあ、そうですか。」との語数と「私」の語数は明確に異なり、「…」の部分の内容について、何らの説明もなく省略しているが、同部分は、「和解にしますか」との発言との関係で

極めて重要な部分であり、何らの説明もしないまま省略して事実認定を正当化していることは、極めて異常であり、証拠捏造及び事実認定の放棄に値する職務懈怠と言わざるを得ない。

同部分の説示を正当化できる解釈は、唯一、「和解にしますか」との中村の発言が、客観的記録の通りであり、これが日本語として自然であるため、原審担当裁判官の欲する結論に導くため、それ以外の解釈を可能とするための伏線を張ったというものである。

４　「１(５)について」

原判決は、「被告橋本が原告に近寄って原告が持っているマイクを握り、原告を後方の議場外に押しやるようにした」と認定する。

同部分では、当日会場において控訴人の隣に座っていた理事が大きな声で「**暴力！**」と言っていることが明確に記録されており、実際には、単に押し出されたのではなく、押し倒されている。この記録は、時間をかけて口裏を合わることが可能である被控訴人らの陳述とは異なり、事前に調整できない、したがって、控訴人に有利でも不利でもない中立なものである。

したがって、同部分の事実認定は、「押しやるようにした」ではなく、少なくとも「押しやった」でなければならないし、客観的に事実認定しなければならない裁判所の職責から言えば、「「**暴力！**」との発言がなされる態様で押しやった」でなければ正確さを欠くと言わなければならない。

さらに、「被告橋本が原告に近寄って原告が持っているマイクを握り」との部分も、中村は、控訴人を「**暴力！**」との発言がなされる態様で押しやった後、マイクを持って会場に戻る姿が記録されていることから、「**マイクを奪い取った**」ないし、「**マイクを奪い取るために握り**」でなければ正確性を欠くものになる。また、直後の「「**暴力！**」との発言がなされる態様で押しやった」に連続する行動である以上、単に「近寄って」であるはずがなく、少なくとも「走り寄り」であり、その後、控訴人を「**場外に**」押しやり、被

控訴人橋本よりも大きな男である控訴人を押し倒したのであるから、**女性としては相当な力で**控訴人に力を加えたことは明白であるため、「**襲い掛かった**」と表現することも可能なほどの客観的状況であったことが、録画の撮影範囲から控訴人を一瞬にして押し出している様子からも明らかである。

被控訴人橋本のこのような暴力をいとわない他人に対する攻撃性及び違法行為を問題視しない傾向については、控訴人が提出した証拠（甲18：被控訴人橋本が経済的利害を共通にする中道肇らとともに、令和６年能登半島地震の発災直後に輪島市朝市通り付近で炊き出しを行う前組合理事の中浦政克氏に対して、しつように妨害行為を行っている動画及びその会話の反訳。）にも明確に記録されているところであり、このような証拠にもかかわらず、被控訴人に有利な主張のみを客観的証拠を無視して採用する原審裁判官の訴訟指揮ならびに判断には疑問を感じざるを得ない。

また、原判決は、「被告冨水の進行により、理事解任に対する賛成者数を数えるなどしたが、被告橋本は、議場に戻ってきた後、支援者との間で作ったLINEグループに「橋本を訴えると。」とのメッセージを投稿した（乙９の２には被告橋本が携帯電話を捜査する様子が録画されている。）」との事実を認定している。

原判決は、被控訴人橋本が提出した証拠に基づき上記を認定しているようであるが、議場で、理事解任に対する行動をしている最中に、有形力を行使して、直前まで司会を務めていた人物に襲い掛かった後、**自分は何もなかったように議場に戻ってきて**、**素早く**携帯電話で少なくとも**複数のライングループに**瞬時に連絡をとっていることは不自然極まりない。

このことは、被控訴人らが中村以外にそのような発言をしたと主張していないことから、原判決が中村の発言と認定しているように、中村が発したとする「送っていきましょうか」と発言した旨について、被控訴人ら代理人に携帯でメッセージしたのが、臨時総会の翌日であることからも極めて不自然である。

臨時総会には、被控訴人ら代理人も臨時総会開催時に開催された建物にいるところを確認されており、被控訴人ら及び被控訴人ら代理人もこのことを否定していないことから、このようなことは、直接、被控訴人らと被控訴人ら代理人との間で、**口頭でなされたであろうと考えることが自然**であり、なぜ、わざわざ、翌日にそのようなやりとりをしたようにメッセージを残すことが必要なのか、極めて不自然な行為である。

そもそも、LINEのやりとりを示すとする証拠は、A４用紙１枚の印刷物であり、上下に、全くことなる記録が二つ印刷されている。しかしながら、これら上下に別々に印刷されたものがそれぞれのどのようなアプリケーションによるものであり、本当に「支援者との間で作ったLINEグループ」であるかは、判別できない。

控訴人は、このような証拠の真実性を明確にするために、デジタルデータでの提出を求めたが、携帯画面のスクリーンショットですら提出されていない。

このような印刷物は簡単に作出できるため、その内容自体を書き換えることが容易であり、また、そのようなやりとりが本当にあったかさえ、捏造することが可能なため、このようなものを原判決のように、事実認定の基礎とする場合には、当然、その真実性が明確に審査される必要があるが、**本件の担当裁判官は、このような控訴人の要求を認めなかった。**

なお、控訴人のこのような証拠捏造への危惧は、被控訴人らが、すでに**証拠の隠匿（組合理事会記録の隠匿）、捏造**（中村による陳述書の内容が客観的記録である録音に反していたこと。そして、その陳述書をいったん証拠として提出しながら、控訴人が証人尋問を要求したため取り下げたこと。）を行っていることからも杞憂ではない。

上記、組合理事会記録は、令和３年輪島市朝市組合通常総会開催のための理事会の協議（以下、「協議」という。）において、同年の総会議案第３号を「議案」と表示して総会資料を作成し、「議案」として審議しながら、その実

質は、「報告事項」であったとする主張を被控訴人冨水が別訴において一貫して行い、裁判所も、中間判決において、同議案が「報告事項」であったことを理由に、別訴被告であった控訴人の主張を認めなかった事件（令和５年(ワ)第47号損害賠償請求事件）に関するものである（甲20参照。）。

その後、協議において、当時の理事会が、議案第３号を議案として提出することを「３）の総会議案第３号　議案役員選挙報告及び監事承認の件について」として協議し、その際、「・理事の承認について定款第32条の規定にのっとり、総会参加者（87名）の過半数以上の承認をいただく事とする。」と議案の内容及び目的を説明した際の文書が発見された（甲21）。

令和３年当時、すでに被控訴人ら代理人は、輪島市朝市組合顧問を名乗っており、したがって、別訴において、争点となった議案第３号が報告事項でなかったことを把握していなかったとは考えられず、悪意でこれを秘匿し、裁判では虚偽の事実を主張とすることを代理人として認めていたことが明らかである。このことは、輪島市朝市組合には、自身のPCがあり、それを管理する専任の事務職員がいたにもかかわらず、被控訴人ら代理人のPC内に輪島市朝市組合の文書が保管される態様で顧問を務めていたことからも明らかである。

なお、訴訟行為において、代理人が依頼者に有利な立場を維持し、そのために行動することは一定程度許容されるであろうが、別訴は、被控訴人冨水が被告となった事件ではなく、輪島市朝市組合の代表を名乗り、原告として、控訴人を訴えた事件である。自らの訴訟適格を偽るために、以上のような虚偽の事実を主張し続けていたこと、及び代理人としてそれに共謀していた者らの行為は、民事訴訟の性質を理由に許容されるものではない。

５　「１(６)について」

原判決ですら認めているように、被控訴人橋本が、控訴人に「橋本を訴えると。」とメッセージを送信したのは、被控訴人橋本が控訴人を押しやった

後である。そして、押しやったのは、控訴人が臨時総会が終了した旨を伝えた後であることも認めている。

そうだとすれば、控訴人の「訴えると。」に関係する発言は、臨時総会終了後、すなわち、すでに司会としての業務が終了した段階での発言であり、また、そのような発言は、終了後に、被控訴人橋本が控訴人に対して暴力を働いたことから（同部分については、録音及び録画の双方に、控訴人の隣に座っていた理事の一人が「**暴力！**」と叫んでいることが確認可能であり、これを否定する客観的な証拠は被控訴人らから何一つ提出されていない。）、これに対するものであることが明確であり、本件文書が対象とする臨時総会の司会進行とは全く関係しない時間帯及び対象に対するものである。

原判決は、また、「原告が早く帰りたいと言ったので「送っていきましょうか」と言ったら、損害賠償金を請求すると言われた組合員もいる旨のメッセージを送信した。」との事実認定をしている。

臨時総会の内容を休憩時間を除き、すべて記録している録音に、組合員が「送っていきましょうか」と言ったとする発言は一切記録されていない。

この点、客観的記録である録音に「和解にしますか」との組合員による発言は記録されており、原判決は、これを「おかえりしますか」とも聞こえると認定するが、「おかえりしますか」なる日本語は存在しないことは明白である。したがって、「和解にしますか」という日本語として意味が自然に通じる内容として聞こえるという部分について、「おかえりしますか」という日本語としてまったく意味が通じない言葉が発せられたことが自然であり、そのことから、他人を「「送っていきましょうか」と言った」として、被委控訴人橋本が送ったとするメッセージ内容をそのまま控訴人の行動とする認定は、日本語で裁判を行う我が国の訴訟制度そのものを愚弄するものである。

被控訴人橋本が証拠として提出した印刷物にあるメッセージが２日にわたるのはなぜか、その間にどのようなやりとりがなされたのか。このアカウントはなんのアプリケーションのアカウントなのか。このようなやりとりをす

るほど、被控訴人らと被控訴人ら代理人は、本件以前から親密であったこと。「送っていきましょうか。」と言った組合員は、後述の録音記録の正確な情報から、いなかったことが判明している。

証明順序が逆であり、「送っていきましょう。」と言った組合員は誰なのかを客観的記録で特定する必要がある。本件では、その唯一の証拠であった、中村の陳述書を被控訴人ら自ら取り下げている。原判決は、「送っていきましょう。」と言った組合員を中村と特定しているが、これに関係する証拠は、唯一、本件では、被控訴人橋本の陳述である。自分自身が言ったことは、自分自身がそう言ったから本当だというのは、何の証明にもなっていない。

これに対して、控訴人は、中村は、「和解にしますか」と発言したと一貫して主張しており、原判決自体も、中村の発言部分は、「和解にしますか」と聞くこともできる。と言っている。これをあえて、日本語としては意味をなさない、「おかえりしますか」とも聞こえると認定することは、裁判を日本語で行う我が国の裁判制度そのものを愚弄するものである。客観的記録である録音が、二通りに聞けるということはなく、どちらかが間違っているのにもかかわらず、原判決は、「和解にしますか。」と聞こえる録音を、わざわざ別訴において提出され、本件では、被控訴人らによって取り下げられており、すなわち、証拠としては利用できないはずの中村の陳述書に「お帰りしますか。」と書いてあったことを理由に、そのような日本語としてはあり得ない内容をことさらに取り出して、「送っていきましょうか」と言ったという、まったく異なる発音があたかもされたかのような虚偽の事実認定をしている。

なお、原判決は、証拠として取り下げられたはずの中村の陳述書について、証拠が取り下げられる前に、証拠への反論として、控訴人が行った対応（甲10）を持ち出し、「**中村の呼び掛けの内容は、…「お帰りしますか」（中村は、別件訴訟で提出した陳述書において、その旨の発言をしたと陳述していたと認められる（甲10）。）と聞くこともできる**」としているが、ここでも、原審

担当裁判官は、こそくな証拠改変ないし証拠の捏造を行っている。なお、甲第10号証は、令和２年(ワ)第473号乙７の１であり、作成者は、輪島市朝市組合もしくは冨水長毅であるため、控訴人の陳述ないし陳述書ではない。控訴人の陳述としては、甲17号証があり、そこには、中村に関係する記載として、「中村幸子さんの陳述書の内容は客観的記録である録音に反していることが控訴審でも認められたのです。」及び「中村幸子さんには、なぜ、そのように、虚偽であることが明らかな陳述書を作成したのか、真実を裁判所で話してほしいとずっと思っています。」とあるのみで、原判決が言う「**中村の呼び掛けの内容は、…「お帰りしますか」…と聞くこともできる**」とは逆に、「和解にしますか」以外には聞こえない。」ということを繰り返しているのみである。そして、ここでは、単に、中村の陳述書に記載されていた内容が録音に反すると言っているのみであるため、原審担当裁判官が喉から手が出るほど欲しかったであろう、「**おかえりしますか**」という言葉はどこにも記載されていないのである。

なお、中村の陳述書なるものは、別件訴訟で証人尋問を受けたものではなく、しかも、単に、被控訴人ら側の人間である中村がそのように作成したという内容に過ぎないため、これをあたかも、それが事実であるかのように事実認定の基礎にすることは、自由心証主義の下でも許されるものではない。

また、上記の通り、中村の陳述書は、被控訴人らによって取り下げられているのであるから、中村の陳述書の内容を事実認定の基礎とするのであれば、控訴人は、錯誤無効及び詐欺を理由として、中村の陳述書の証拠取り下げへの同意を撤回し、中村への証人尋問を当初通り、申し立てる。

中村の陳述書の内容が証人尋問に耐ええないとして被控訴人ら自らが取り下げたにもかかわらず、取り下げ前の控訴人の対応を利用して、控訴人には、一切釈明等行わず、これを事実認定の基礎とする行為は、裁判を受ける当事者に対する不意打ちを超え、裏切りであり、裁判官として恥ずべき行為であることを自覚しなければならないであろう。

８ 「２(１)について」

原判決は、控訴人ら主張が被控訴人ら主張と相いれないにもかかわらず、同部分の事実認定において、被控訴人らの主張と被控訴人らの陳述ならびに本人尋問における供述のみを理由に事実認定をしている。

自分自身が言ったことについて、矛盾していないことは極めて自然であり、とりわけ、本件のように長期間にわたり争われ、重要な論点について準備が可能な場合は当然である。

それにもかかわらず、それらが一致しているとの理由のみで、事実認定するのは、経験則に反するだけでなく、当事者に公平な裁判を提供する義務を有する裁判官としての任務を懈怠するものであり、裁判制度そのものを愚弄する違法なものである。

なお、ここでも、被控訴人冨水の陳述と供述が矛盾していることについては、まったく触れていない。

９ 「２(２)アについて」

「原告が、原告の見送りを申し出た中村に対して損害賠償金を請求すると述べた」とする被控訴人橋本の陳述及び供述が、臨時総会の**録画が記録した客観的状況**と「よく符号している。」とする。

原判決が、認定した客観的状況とは、「「私はしょうがない…理事会に言われているので、帰れないんです」などと述べ、その直後、組合員である中村幸子（以下「中村」という。）が上着を手にとり、原告に向かって呼びかけたところ、原告は、「あなたが損害賠償請求食らうだけですよ。私…」と言いながら、手で、原告と、中村の方とを順に指し示した。」である。

また、中村が控訴人を送ろうとしたという内容が、被控訴人橋本が臨時総会の翌日に本件被控訴人ら代理人に対して送付した内容とも整合するとする。

これに対して、臨時総会の客観的記録である録音には、控訴人が、「私はしょうがないの。理事会に言われて来てるから、帰れないんです。」と発言

し（原判決が、なぜ、「私はしょうがないの」の「の」を「…」として省略しているのか、音節数が合わないのに、「**理事会に言われて来てるから、帰れないんです。**」との部分を「理事会に言われているので、帰れないんです。」と意味が異なる内容に改変しているのかは不明である。「理事会に言われて**来てるから**」であれば、控訴人は、総会の司会を公式にお願いされているから自分の意思では帰ることができない。との意味になるが、「理事会に**言われているので**」であれば、「理事会に帰らないように言われているから、帰れない。との意味になる。両者はその意味を大きく異にする。日本語をこのように、雑に扱う姿勢は、被控訴人ら作成に係る控訴人の名誉を棄損する本件文書中の日本語の解釈にもそのまま表れている。）、その後、しばらくして、中村が「和解にしますか。」と発言し、これに対して、控訴人が「あなた方が損害賠償くらうだけですよ。」と発言し、中村がこれに対して、「**はーあ、そうですか。**」と答えていることが記録されている。

会話の直前に、「私は帰れないんです。」と言っている人間が、なぜ、理事らから帰宅を促される前に突然帰るのか、また、そのように、帰るはずのない人間を、なぜ、送る必要があるのか、不自然というよりも、あり得ない状況を自然とする原判決は経験則に反し、また、証拠を無視していることから、弁論主義にも反する違法な説示を行っている。

なお、本件では、当初被控訴人らが提出した中村作成に係る陳述書なるものが、口頭弁論終結前に、被控訴人らによって取り下げられている。これは、中村の陳述書に「おかえりしますか」と発声してお見送りをしようとしたとの内容が含まれているところ、**録音には明確に「和解にしますか」とある**ため、証人尋問において、偽証罪を問われる危険を回避したものと受け取るのが自然である。

原判決は、上記の通り、録画に記録されていた中村が上着を手にとっている行動を指して、控訴人を見送ろうとしたと認定しているが、録画に記録された中村は上着をさわり座り直していると見るのが自然であり、録音及び録

画に一切、他人を見送ろうとする際に発する日本語が記録されていないことからも、同録画内容が他人を見送ろうとしたことを示すとすることは、証拠に基づかない違法な判断である。

上記の通り、中村が控訴人を見送ろうとした際に、「損害賠償請求をする。」と中村に言ったとする認定は、被控訴人**橋本の陳述及び供述**、ならびに、被控訴人橋本が翌日に本件**被控訴人ら代理人に送ったとする発信内容の紙媒体への印刷物のみ**を根拠としている。

これに対して、客観的記録である録音及び録画には、中村が控訴人を見送る際に発するであろう日本語はどこにも記録されていない。また、控訴人が「損害賠償請求をする」と中村に言ったと認定しているが、控訴人は、「あなた**方**が」という**複数形**を使用している。臨時総会において、控訴人を「組合員以外の方」すなわち部外者と呼んだのは、録音から確認できるのは、中村のみであり、控訴人が中村に対して、そのことを理由に損害賠償請求をしようとするのであれば、なぜ、「あなた方」という複数形を使用する必要があるのか、原判決は当事者の主張立証していない内容を事実認定しており、裁判官の中立を愚弄する判断を行っており、同判断は、当然弁論主義に反するものである。また、「**食らうだけですよ。**」という、誰かから行為をされるという表現を使用しており、控訴人が「中村に対し、損害賠償請求をする旨を告げる趣旨」という内容をまったく構成しないものとなっている。

この点、客観的記録たる録音には「**和解にしますか。**」と聞こえる記録があることを原判決自身が認めているのにもかかわらず、あえて、「おかえりしますか。」なる、**意味不明の日本語**にも聞こえるとしているのは、中村が控訴人を見送ろうとしたとする内容に一致するのが、被控訴人橋本の陳述及び供述ならびに証拠として提出された紙媒体の内容のみであり、中立な客観的証拠である録音が、これに反する、被控訴人ら及び原審担当裁判官にとって不都合な内容を記録していることを原審担当裁判官が十分に知っていたからである。

臨時総会の客観的記録である録音に記録されていた中村の発言は、「**和解にしますか。**」であることは、原審担当裁判官も否定できなかったことが原判決からも明らかであり、また、後述の通り、原判決のように、明確な音声をそうでないと否定する判断のために、依頼した音声分析によっても、「**和解にしますか。**」であることは明白であり、原判決の判断は違法であり事実に反している。

原審担当裁判官による事実の捏造（弁論主義違反）の構造

客観的記録が示す内容

① 控訴人発言「私は、…帰れないんです。」→②中村が座り直しながら、「和解にしますか」と発言→③控訴人発言「あなた方が損害賠償くらうだけですよ。」→④「はーあ、そうですか。」と発言。

原判決の認定

①（特に重視せず）→②中村が「おかえりしますか」と言って、控訴人をお見送りしようとした→③「控訴人が、中村に対して、損害賠償請求する」と告げた。→④は無視。

客観的記録の①と②は矛盾しない。②と③も矛盾しない。**③と④も矛盾しない。したがって、客観的記録である録音に記録された内容は自然である。**

原判決の認定の**①と②は矛盾する**。したがって、なぜ、そのような発言になっているのか、特別な状況を説明できなければならない。また、②で中村が発生したとする「おかえりしますか」は日本語として存在しない。自然に聞くことのできる「和解にしますか」ではなく、「おかえりしますか」と発声したとの証明が必要である。③「中村に対して」と「あなた方が」という原判決の認定と客観的記録との間の違い（中村という個人に対する言葉とされているが、実際には、あなた方という複数の者への発言であった。）について、説明する必要がある。④は、客観的記録の③とは矛盾しないが、**原判決認定の③**とは矛盾する。④が聞こえない、存在しない等の説明が必要である。

原判決は、自身が認定した上記の点すべてについて何も説明していない。したがって、弁論主義違反、経験則違背、証拠に基づかない判決という違法なものである。

10 「2（2）イについて」

原判決は、控訴人の供述を「不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。」とする。

しかし、その根拠とする①については、客観的録音に記録された、自然な日本語である「**和解にしますか**」という中村の発言が、日本語としては存在しない「おかえりしますか」なる内容であったとするものであり、このような原判決の判断の方が、不自然なものといわざるを得ない。原判決は、この点について、「おかえりしますか」なる発言が、何らかの理由により、意味をなすものとしてこれを聞いた控訴人に伝わったとの説示を一切していない。

また、もう一つの根拠である②については、「仮に、中村が上記のとおり「和解にしますか」と発言したのだとすると、原告と組合員らとの直前のやり取りとは全く関係のない別件訴訟の和解の話を、突然、本件組合の顧問にすぎず、別件訴訟の進行を左右し得る立場にない原告に対して呼び掛けるという、およそ無意味な発言」としている。

しかし、臨時総会における主要な対立は、原判決が言うところの「別件訴訟」の係属に組合費を使用させないようにしようとする被控訴人らの要求から発しており、別件訴訟が少なくとも被控訴人らグループである中村の主要な関心事であったことは疑いようがない。また、臨時総会では、**複数回にわたり**、理事及び総会参加者から**和解についての発言**があったことは**客観的記録である録音**からも明らかであり、臨時総会参加者に向けた発言とは関係ない部分にまで詳細に録音を確認した原審担当裁判官がこれを聞き漏らした可能性はあり得ず、このように客観的記録に反した事実認定を行うことは、弁論主義に反し、証拠に基づかない判決である違法なものである。

なお、原判決が控訴人を「**本件組合の顧問に過ぎず**」とする評価も、被控訴人ら、当時の組合理事会に敵対する者らは、総会において、控訴人を「**組合員以外の者**」と呼んで排除しようとしたり、被控訴人冨水のように、控訴人が「**顧問であることを知らなかった**」などと、あり得ない発言をする者ら

の側に極端に立つものである。控訴人が臨時総会当時、すでに**3年にわたり**組合の顧問であることは、少なくとも前年、前々年の総会に出席したことがある者であれば、知らないはずはなく、しかも、控訴人が就任するまでは、そのような役職を務める者がなく、そのような珍しい出来事に無関心でいられるほど、輪島市は情報が豊富な大都市であるともいえない。このようなことを前提とすれば、組合員らが数年にわたり信頼して組合長としてきた小林政則から法学部の教授であり、東京大学の博士号を有する者であることを伝え聞いていると考えるのが一般的な認識である。そうであれば、会場で、休憩時間後に、臨時総会開始時に座っていた、総会会場後方から、わざわざ、**控訴人に一番近い場所に自らの座席を移動**した中村が、法学者であれば可能であろう、「和解の可能性」について、質問するのは、極めて自然なことである。なお、臨時総会当日、被控訴人橋本自身が、控訴人を直接呼ぶ際には、「先生」と呼び、本件当事者尋問の際に、控訴人が被控訴人橋本への反対尋問を行う際にも「先生」と呼んでいることは一貫しており、このことからも、輪島市朝市組合組合員にとっては、被控訴人冨水の主張とは異なり、控訴人は「**単なる顧問**」ではなかったことが明白である。**そうであるからこそ、臨時総会の始めに、司会であった控訴人を総会から排除しようとしたと考えるのが素直な解釈であり、本件文書が控訴人の名誉を棄損する虚偽の内容を記載していたこととも整合する。**

この点、原判決も控訴人が平成20年４月１日から金沢大学において法学の教授であることを認めており（正確には、20年３月１日から教授であり、訴状にもその旨主張を記載している。)、したがって、本件臨時総会時においても、教授としてすでに12年弱が経過していた者であるのに、この点について、まったく事実認定に反映していないことは不自然である。

さらに、被控訴人冨水を被告として控訴人が訴えた別訴においては、中村が控訴人に対して、臨時総会当日、「おかえりしますか」なる言葉を発したとの陳述書が提出され、本件でも、当初、被控訴人らは、同陳述書を証拠と

して提出していたところ、控訴人が証人尋問を要求した後、これを取り下げた。被控訴人らの主張を客観的記録である録音内容と関連させて補強できる、またとない証拠であるはずの中村の陳述書をあえて、取り下げているということからも、中村が「おかえりしますか」なる日本語として意味をなさない発言をしたと捉えることのほうが不自然であり、原判決の判断は、経験則にも反する違法なものである。

原審担当裁判官による事実捏造（弁論主義違反）の構造

原判決の認定

①録音の事実認定「和解にしますか」に聞こえる。→②「お帰りしますか」と聞くこともできる。→③中村が「和解にしますか」と言うことは不自然。→「和解にしますか」と言ったとする控訴人の供述は「不自然なものといわざるを得ず、採用することができない。」

客観的記録で認められること

①録音には「和解にしますか」と記録されている。→②「お帰りしますか」という日本語はない。録音の記録内容は、「お帰りしますか」ではなく、「和解にしますか」である（甲22、23、24）。→③臨時総会中に複数回にわたり、理事及び参加組合員が、別件訴訟の解決について和解の可能性に言及しているため、中村の発言は不自然ではない。

本件では、被控訴人らは、控訴人の名誉を棄損する本件文書の内容である報告対象の臨時総会に出席していたため、録音を聞いて、本件文書を作成したわけではないので、録音がどのように聞こえるかではなく、録音に何が記録されているかだけが問題となる。

臨時総会の客観的記録である録音に、控訴人が「訴える」と参加組合員に対して発言したとの記録は、どこにもない。そして、控訴人の主張及び供述は、この点で一貫している。

控訴人が唯一「損害賠償」という言葉を使った記録が、上記、中村とのやりとりであるが、これは、中村ではなく、**組合ないし全組合員が、別件訴訟の相手方から**損害賠償をさせられるとの内容であり、控訴人が、中村に対して、損害賠償請求をするという内容とは**まったく関係ない会話**である。

被控訴人らが、血眼になって客観的記録から見つけ出した「損害賠償」という言葉を何とか利用して、控訴人を貶めようとする行為に、**裁判官が加担**したのが、原判決の構造である。

11 「(3)アについて」

原判決は、「…被告橋本の陳述・供述と被告冨水の陳述は明確で、互いに補強し合っている上、被告橋本が本件総会当日に支援者及び柴田弁護士に対して送信したメッセージの内容とも整合しており、信用するに足りるものといえる」とするが、利害関係を共通にする被控訴人らの陳述ないし供述が共通するのは当たり前であり、共通する部分に注目する審理は異常である。

このような場合、相違点に注目するのが公平で正確な審理であるところ、原判決自体が、被控訴人冨水の供述が、冨水自身作成に係る陳述と異なっていることを認めている。一般的に、陳述は、あらかじめ用意できるのに対して、供述は、反対尋問を予測できないため、準備できなかったことに対して、真実があぶり出されるものである。本件においても、被控訴人橋本の陳述・供述と共通したのは、被控訴人冨水の陳述であり、供述はそうではなかったことを原判決自身が認めている。このことから合理的に導き出される結論は、被控訴人らの陳述等の共通性ではなく、**被控訴人らの供述が一致しなかった**ということである。

原判決は、「本件及び陳述書の作成から長期間が経過したため、記憶の減退や他の場面又は他の組合員の話との混同が生じていると理解できるもので、上記陳述書記載の信用性を疑わせるものとまではいえない。」として、被控訴人らの供述の矛盾をあえて問題としない評価をしている。

しかしながら、本件は、被控訴人ら作成に係る名誉棄損文書の作成について、別訴を通じて継続して争われてきたものであり、途中で記憶があいまいになるということはない事件に関するものである。そのことは、被控訴人橋本が、被控訴人冨水を被告とする別件訴訟において、口頭弁論期日でもない法廷にわざわざ参加を申立て、深く関心を持ち、関与してきたことからも明らかであり、被控訴人冨水は、その橋本以上に、自身に対する訴えに対応し続けてきた者である。

原判決は、控訴人に対しては、「(臨時総会の)録音を聞き返すまで、発言

内容につき**明確な記憶**はなかったというのであり、その意味では原告の記憶自体が確かなものとはいえないから、損害賠償請求をする、訴えるなどの発言をしていない旨の上記供述も説得力に欠けるといわざるを得ず、被告冨水及び被告橋本の陳述等との対比において、信用性は低いというべきである。(第３，（３）ア)」と説示する。

原判決は、被控訴人らに対しては、「長期間が経過したため…理解できる。…信用性を疑わせるものとまではいえない。」としながら、控訴人に対しては、「記憶自体が確かなものとはいえないから、…供述も説得力に欠けるといわざるを得ず、…信用性は低い」とする。

原判決は、録音を聞き直して、あらためて思い出した、とする控訴人の発言を、「原告の記憶自体が確かなものとはいえない。」と断じているが、後から指摘されて思い出すというようなことは往々にしてあるし、曖昧な記憶が明確になってくるということはよくあることである。

これに対して、被控訴人らの供述は、矛盾しているのであり、一致しているが、多少曖昧だったものが明確になったとか、逆という話ではない。そして、原判決は、被控訴人冨水の供述に関して、「記憶の減退や…混同が生じている。」としているが、そのように記憶の減退や混同が生じる者の、他の主張や陳述が「信用性を疑わせるものとまではいえない。」とできるかについて、まったく理由が示されておらず、自由心証主義の範疇を超えた、証拠に基づかない非論理的判断であり違法である。

控訴人の陳述及び主張と供述の一致度合いと被控訴人らのそれとを比較した場合、控訴人のそれは、一貫しているのに対して、被控訴人らのそれは一致していないのが認定された事実である。

それにもかかわらず、一致していない被控訴人らの陳述及び主張を信じるという、原判決の評価に対して、原判決は、証拠を無視し、経験則に反する**裁判官の主観**以外の客観的理由を何ら示していない。

なお、被控訴人冨水の陳述のみがなぜか被控訴人橋本の陳述及び供述と共

通にするところがあるというのは、陳述書作成という、被控訴人らが周到に準備可能であった場面では、**口裏を合わせることが可能**であったが、法廷での反対尋問という自身に不利な公平な場では、そのような**口裏合わせができないこと**からも明白である。

さらに、原審では、控訴人による、他の被控訴人である関山、浜木らへの当事者尋問の申立てもなされたが、**担当裁判官は、これを認めなかった**。

尋問対象者が増加すればするほど、対象者間での口裏合わせが困難となることは明白であり、これを排除した上、**二人に絞った尋問において、そのうちの一人が自身の陳述書に反する供述をした**ことの意味を無視する原判決には、裁判官の裁量の範囲だとして見過ごすことのできない重大な過誤ないし悪意があり、違法な判断である。

12「(３)イについて」

原判決は、「しかし、原告は、中村に対して損害賠償請求をする旨の発言をしたと認められる部分（(２)ア参照）ですら、録音を聞き返すまで、発言内容につき明確な記憶はなかったというのであり」とするが、控訴人は、中村に対して「訴える」と発言したことがないのであるから、そのような記憶がないのはあたり前であり、５時間を超える臨時総会の内容を、２年も経過してもなお、明確に覚えている方が、怪しいと考えるのが経験則である。

もちろん、控訴人が中村に対して「訴える」と言ったのであれば、これを記憶していることは珍しくもないが、控訴人が一貫して主張しているように、そのような事実がないのであるから、録音を聞き直して思いだすということはあり得ても、録音等で確認しない状態で、２年前の**５時間にわたる**やりとりのすべてを明確に記憶をしているはずがなく、すべての内容を明確に記憶していないから、その者の記憶は信用できないとする原判決の判断は、異常であり、論理性を欠き、したがって経験則違背であり、証拠に基づかない違法なものである。

臨時総会の５時間にわたる記録を確認すれば明白な通り、会場では**不規則発言とヤジ**が飛び交い、これを整理するために、控訴人が司会として必死に対応している。このような反射神経で交通整理する時間が数時間にもわたる中で、個別のやりとりを記憶しているほうが、不自然である。

なお、原判決は、「原判決、第３，２（２）アを参照」として、控訴人が、中村に対して「訴える」と発言したかのように事実認定しているが、原判決自体も、録音には、「**和解にしますか**」と聞こえる記録が残っていることを認めている。これを「「お帰りしますか。」と聞くこともできる」とするが、日本語でお見送りする場合の言葉に「お帰りしますか」などという表現はない。他人をお見送りする場合には、「お見送りしましょう。」あるいは、「お帰りになりますか。」という表現ないし、これの謙譲語等が使用されるはずであるが、「お帰りしますか。」という表現が何を意味するのかは日本語としては不明であり、この日本語が、他人をお見送りする際の表現として成立するという主張も立証も被控訴人らによってなされていない。そのため、同部分の表現について、原判決はあえて、日本語の表現としての文言に関する説明を避けているが、控訴人が主張立証責任を果たしている以上、弁論主義に基づき、控訴人主張を排除することは違法行為である。このように、「和解にしますか」ではない、とするための主張及び立証がなされていないにもかかわらず、外形的に認められる「和解にしますか」という証拠を否定することは、「私、裁判官は、日本語が理解できないので、日本語の録音は証拠として採用できません。」とする裁判所による裁判を受ける権利の妨害ないし、裁判官の裁判放棄でしかなく、違法に加え、憲法違反である。

さらに、中村が発したとする「和解にしますか」の部分は、音声ないし音響の専門家による複数の分析結果（甲22、23、24）が「**わ**・か・**い**・**に**・し・ま・す・か」の可能性しかないこと、したがって、「**お**・か・**え**・**り**・し・ま・す・か」という可能性がないことを示しており、原判決が言う、「和解にしますか」とも「お帰りしますか」とも聞こえるという不可思議な事実認

定があり得ないことを明確にしている。

13「（３）ウについて」

原判決は、「原告の当該発言の前の言動（１（２））からすれば、原告は組合員らに対して損害賠償請求等の法的措置をとるという趣旨で当該発言をしたことは容易に推認されるところであり」とする。

しかしながら、原判決が「原告の当該発言の前の言動」とする部分は、臨時総会の記録である録音のうち、総会参加者とのやりとりを記録した部分ではなく、控訴人が理事らと打合せをしている内容であるため、本件文書に関係しないため反訳にしていない部分である。原判決は、この部分をあえて抜き出しているが、なぜか正確には抜き出していない。録音に記録されているのは、「**それから部外者と言うことに関して言うと、もう何年も顧問をしてきて、総会でも承認されているので**、部外者という発言をした方に対しては、私は損害賠償します。**だって、それは（部外者ではないということを）認めてくださっていることだから。**それだけは私から後で付け加えさせていただきます。」という、控訴人の発言であり、この部分を指すものと思われる。

原判決は、「１（２）」において、「原告は、「部外者という発言をした方に対しては、私は損害賠償しますよ。…それだけは私から、後で付け加えさせていただきます。」と述べたと認定しているが、同部分後半の「それだけは」の「それ」が原判決の記載から導かれる直前の内容である「損害賠償します。」ではなく、「控訴人が部外者でないことの詳細な説明」であることは、以下の通り明らかである（本控訴理由「第２，１」の通り）。

そして、控訴人は、この理事らとのやりとりの直後に、参加組合員に対して、「**これから少し説明いたします。慎重にご発言ください。わたくしに対して部外者と言った方のお名前はあとでひかえさせていただきます。それから、私は部外者ではありません。これまで何年間もこの朝市組合の顧問を正式に依頼され、してきました。それについては、皆様方が総会ですでに承認**

されてます。ですから、私を部外者という方がいらっしゃるのであれば、申し訳ありませんが、今までそうやって承認してくださったことをここではじめてひるがえされるので、それであれば結構ですけれども、今日は臨時総会なので、それをひっくり返す場ではありません。そのことをわかっていて、もし、部外者という方が、私に対していらっしゃるのであれば、このことを理解されたうえでいらっしゃるのであれば、私のほうでもきちんとした対応をいたしますので、それはしっかりとご自覚なさったうえで、私を部外者とおっしゃるのであれば言ってください。そして、明確にお名前を教えてください。いいですね。そのことだけはご確認させてください。私は顧問ですからね。」と発言している。

このように、控訴人は、「訴える」という表現はまったく使用していないのみならず、そのような内容を推測させる発言もしていない。直前に理事らに話した通り、**控訴人が顧問であること**について、そして、そのことを**参加組合員らは当然知っている**という事実を**詳細に説明**しているのである。原判決は、理事会との話し合いで、「損害賠償します。」と言っていたから、参加者はそのように受け止められるというが、第１に、発言は、その表現のみから評価されるものであり、**一般人**を基準に、そのように受け止められるか、が評価基準となり、上記の総会時の発言から、控訴人が「訴える」と「連呼」したなどと想像できるものはいない。第２に、控訴人が「後で付け加えさせていただきます。」と発言した内容は、「損害賠償請求する。」ではなく、「**控訴人が顧問であることの詳細な説明**」である。

総会の場で、実際に、上記のように控訴人が参加者に説明をし、注意を促した結果、参加者を主導していた被控訴人橋本自身が「…（司会を）していただくということで、…そのかわり、こちらの指名をえこひいきしないということで**よろしくお願いします**。」と参加者を代表して発言し、これに参加者らも何ら異議ないし意見を言わなかったことで、控訴人は、「**それでは、ただいまご理解いただきましたので、本当にありがとうございます。できる**

だけ、さきほど申し上げましたように、中立な立場で交通整理をさせていただければと思います。」と発言している。

このように、控訴人は、会場の参加者に、自身が部外者でなく司会を務める資格があることを説明し、参加者全員がこれを理解し、控訴人が司会を務めることを認めたという事実が認められる。この際、もし、控訴人の説明にもかかわらず、部外者と言い張る者がいれば、当然、控訴人は、それが悪意のある発言であることを示した上で、業務妨害ならびに名誉棄損等を理由に損害賠償請求をせざるを得ないことを説明することもあり得たが、実際にはなかったことを録音は明確に記録している。

このようなことが、あたかも起こり得たとの先入観で、実際には起こらなかったことを事実として認定している原判決には、重大な誤り、ないし、極めて重大な悪意があると言わざるを得ない。

14 「(4)」について

原判決は、「原告が、本件総会において、組合員らに対し、損害賠償請求をする、きちんとした対応を取る、しかるべき対処をする、訴えるなどの表現を用いて、損害賠償請求等の法的措置をとる旨を**複数回にわたり述べた**事実の認定をすることができる。」とする。

このうち、「きちんとした対応を取る、しかるべき対処をする」とする部分は、その後の「損害賠償請求等の法的措置をとる旨」を日本語として意味する表現ではなく、したがって、直接関係しない表現であるため（原判決自体が、控訴人を、「本件組合の顧問にすぎず」としているところからも、控訴人は、これら表現が特別に法的措置を意味するものと捉えられるような立場になかったことは明白である。)、何のためにこのような表現をわざわざ加えたのか、言語によって正確に表現することで紛争の解決を示す職責を持つ裁判官の行動としては不明であるが、「損害賠償請求をする」及び「訴えるなどの表現を用いて」という表現は、「損害賠償請求等の法的措置をとる旨」

を意味するため、そのような表現を控訴人が「組合員らに対し」「用いて」「損害賠償請求等の法的措置をとる旨を複数回にわたり述べた」のであれば、被控訴人ら作成に係る控訴人の名誉を棄損する本件文書中の「“訴える”を連呼した」との名誉棄損文書の表現が事実であったことは認められることになる。

しかしながら、**原判決「第３、１(２)」が「控訴人が「損害賠償請求する」と述べたとする」部分**は、控訴人が、臨時総会参加者に聞こえない場で、理事らに対して発言した内容であり、実際に、総会でそのような発言を行う必要がなく、したがって、そのような発言をしなかったことは、上述の通りであり、発言がなかったことが当日の客観的記録である録音に明確に記録されている。**この部分をあえて省略して、録音とは異なる内容に解釈できるように判決文に説示した原判決の違法については、上述の通りである。**

また、これとは別に、原判決は、控訴人を見送ろうとした組合員中村に対して、控訴人が「損害賠償請求する」と言ったとするが、当初、同内容を陳述していた上記**中村の陳述書**は、被控訴人らによって取り下げられており、これと一致する主張及び証拠は、被控訴人らの主張及び陳述ならびに供述のみである。

そして、その際のやり取りについての客観的記録である録音には、被控訴人らの主張内容は記録されておらず、記録されているのは、**原判決事実と認定した内容を否定するもの**である。

それにもかかわらず、控訴人主張の通りの内容が記録された録音の記録内容を否定できないにもかかわらず、そのような発言を中村がすることは「不自然」などと認定した原判決の事実認定は、**証拠に基づかない違法なもの**である。

原判決は、録画内容と被控訴人の主張から、中村は「おかえりしまる」と発言したとするが、この認定は録音に明らかに反する。逆に控訴人の主張は録画の記録と矛盾するものではなく、録音の記録にも完全に一致する。控訴人の酋長が唯一一致しないのは、原判決が採用した被控訴人らの主張と、裁

判所が捏造したストーリーのみである。

控訴人は、一貫して、「**証人尋問を経ない陳述書**」を事実認定の基礎とすることの危険性を指摘してきた。原判決は、「**証人尋問を経ない陳述書**」を事実認定の基礎にする以上に危険な、「**証拠として提出された後、証人尋問を回避するために取り下げられた陳述書**」を、控訴人が取り下げられる前に反論していた内容を根拠に事実認定の基礎とした。

原判決は、このように、現代民事訴訟の闇を改めて妻微差化にするものであり、このような裁判官の行為すなわち原判決は違法なものであり、一刻も早く、このような裁判官による恣意的な訴訟進行を改める必要がある。

原判決が控訴人の行為として認定した上記二つの事実は、以上の通り、どちらも存在していないことが明らかであり、そのことは、控訴人によって一貫して主張され、これと矛盾しない客観的記録である録音も証拠として提出され、被控訴人らも、この録音が証拠であることを認め、録音そのものについて具体的に争っていない。それにもかかわらず、証拠に反する事実認定をする原判決は明らかに違法なものである。

原判決は、実際には存在しないことが明らかであるにもかかわらず、控訴人が「訴える」と発言したとの事実を二つ認定した。

上述の通り、これら二つは、録音の切り取りや、録音の客観的記録内容を無視した異常なこじつけにより創出されたものであるが、それでも、ようやく二つである。

なお、被控訴人橋本が控訴人に「損害賠償請求する」と言われたとする内容は、臨時総会終了後に、被控訴人橋本が録音で「**暴力！**（録音　分）」と記録されている内容で控訴人を押し倒したことに対して、控訴人が発したとするものであるため、臨時総会中に控訴人が「“訴える”を連呼した」とする内容に直接関係しないことは明白である。

したがって、原判決は、実際には存在しないことが明らかな控訴人による発言について、「複数回**にわたり**述べた事実を認定することができる。」とし

ていることになる。

この説示中、「複数回にわたり」の「複数回」は、１以外のすべての自然整数を指す。したがって、３回以上も含む表現であり、控訴人が何度も当該行為を行ったとの印象を創出する表現である。また、「複数回」に「**わたり**」という言葉が加わることで、「複数回」という行為が「一定の時間」もしくは「一定の空間」全体に及んでいるという意味となる（甲25、26）。

原判決が認定した事実とするもののうち、控訴人の行為とされるものは、上記二つに留まる。しかも、これら二つは、仮に、原判決の認定をそのまま計算しても、時間的に５時間近く離れており、相互に全く関係していない。これら二つが、総会の場、全体に及んでいるか、総会の時間全体に及んでいるかのような表現を使用する原判決は、事実を歪曲し、被控訴人ら及び**原審担当裁判官が創出したストーリー**を正当化することにのみ寄与する表現であり、公平な裁判を行う義務を有する裁判官の行為としては、違法のみならず、憲法に反するものである。

なお、複数には、２も含むとの言い訳は、「再三にわたり」という表現が、単に１回や２回を含まないことを表現するものとして使用されていることが、十分に示していることであり（甲27）、２回の場合を３回以上全部を含みえる複数という表現、とりわけ、「**複数回にわたり**」という表現とは区別することが日本語の通常の考え方であり、公平性、客観性を厳しく求められる裁判において、当事者の行為を認定する際に「複数」のうち最も少ない２回に対して、「**複数回にわたり**」などという表現をうかつに使用することは決して許されることではなく、裁判への公平性及びそれに対する信頼を棄損する行為である。（以下、次号掲載）」

（未完）